

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 714 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 714 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 7 年 2 月 20 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 7 年 2 月 20 日（木） 午後 3 時～午後 3 時半
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番	稲葉	きみ子
15 番	大嶋	英二
16 番	神谷	登
17 番	鈴木	千代子
18 番	竹内	敬三
19 番	富田	勇治

- ・欠席委員

（農業委員）

欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程 (第 714 回)

令和 7 年 2 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	現況証明願について	
5	報告 4	農地改良届について	
6	報告 5	農地台帳登載申請について	
7	報告 6	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
8	報告 7	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
9	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
10	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
11	議案 3	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（農地中間管理事業法第 19 条の 2）	
12	議案 4	農用地利用集積等促進計画について（一括契約）	
13	議案 5	農用地利用集積等促進計画について（機構・受け手間契約）	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
事務局 下谷 敏信
 花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第714回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第1『会議書記の指名』を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第2、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、日程第8、報告第7号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、報告第7号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までを、ご説明いたします。

始めに、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内で、所有者自ら行う農地転用で、議案書1頁から2頁までの5件です。畑が7筆、田が1筆で、転用面積は合計で、2,616.14㎡の届出がありました。転用目的は、集合住宅が2件、貸駐車場、駐車場及び宅地がそれぞれ1件ずつです。

次に、報告第2号『農地法第5条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書3頁から5頁までの6件です。畑が4筆、田が7筆で、転用面積は合計で3,200.55㎡の届出がありました。転用目的は、宅地が3件、住宅、店舗及び集合住宅がそれぞれ1件ずつです。

次に、報告第3号『現況証明願について』をご説明します。20年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書6頁から7頁までの3件です。畑が6筆、田が1筆で、面積は合計で1,762㎡の願い出がありました。

次に、報告第4号『農地改良届について』をご説明します。農地を嵩上げ、又は切土して、農地として利用されるもので、議案書8頁の2件です。田が9筆で、面積は合計で7,075㎡の届出があり、いずれも大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合していました。

次に、報告第5号『農地台帳登載申請について』をご説明します。非農地であったものを農地として農地台帳に登載するに当たって申請されるもので、議案書9頁の1件です。畑が1筆で、面積は702㎡の申請です。所有する土地が農地台帳に登録されていないまま令和元年より農地として耕作していましたが、今後も引続き農地として利用するため、農地台帳に登録するものです。

以上の報告案件については、局長専決処理のうえ受理通知した旨を報告します。

次に、報告第6号『農地法第3条の3の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案

書 10 頁から 12 頁までの 8 件です。畑と田がそれぞれ 8 筆ずつで、面積は合計で 7,772 m²の届出がありました。

最後に、報告第 7 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の貸借契約に係る合意による解約の通知で、議案書 13 頁から 17 頁までの 10 件で、畑が 6 筆、田が 7 筆で、面積は合計で 16,311 m²の通知です。このうち 2 番と、3 番と、5 番から 8 番までと、10 番の 7 件は、賃貸借契約に係る合意による解約通知で、残りの 3 件が使用貸借契約に係る合意による解約通知です。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 7 号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは、報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第 9、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の 4 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』をご説明します。農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書 18 頁から 19 頁までの大府市農業委員会の許可案件 4 件です。畑が 4 筆、田が 5 筆で、面積は合計で 6,945 m²の申請です。

申請事由として、1 番の案件は、規模拡大を図るため、新たに取得するものです。次に、2 番の案件は、現在営農している農地に近く、農作業に都合がよいことから規模拡大を図るため、新たに取得するものです。次に、3 番の案件は、専業農家として農業規模を拡大し、農業経営を安定させたいため、新たに取得するものです。最後に、4 番の案件は、自宅から近く、通作の利便性、経営効率も良いため、新たに取得するものです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、いずれの譲受人も、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番から 4 番までの案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

1 番から 4 番までの譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はございません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

(久野一弘 議長)

賛成多数ですので、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第10、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』の2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書20頁の愛知県知事の許可案件2件です。内訳は、畑が2筆で、転用面積は合計で、1,006.54㎡の申請です。

始めに、1番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地となりますので、農地区分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、「許可できる」に該当します。なお、この案件につきましては、昨年9月の農業委員会総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件です。

次に、2番の案件は、農地改良をする目的で、一時転用をするものです。区分の要件が、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるものになりますので、農地区分は、第2種農地に該当します。許可の判断基準は、「周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもの」で「許可相当」に該当します。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

1番の申請地は、土地造成は整地のみです。雨水は、碎石敷きで自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

2番の申請地は、土地造成は盛り土をしますが、周辺に農地はなく、いずれも山林です。雨水は、敷地内の土側溝を経由して排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないなので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに、賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

(久野一弘 議長)

賛成多数ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第11、議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』の24件を上程します。このうち、7193番から7195番までの3件は本田貴士委員が、7018番の1件は、私、久野一弘が議事参与の制限に該当する案件となります。始めに、議事参与の制限に該当しない7016番と7050番から7192番までと、7196番から7206番までの20件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』のうち議事参与の制限に該当しない7016番と、7050番から7192番までと、7196番から7206番までをご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して、利用権を設定するもので、議案書21頁から26頁までと、28頁から33頁までの20件です。畑が7筆、田が16筆で、面積は合計で21,145㎡の申請です。借り手は、市内の方が13名、市外の方が1名で、いずれの借り手も令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号のうち7016番と、7050番から7192番までと、7196番から7206番までの20件を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号のうち7016番と7050番から7192番までと、7196番から7206番までの20件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第3号のうち7193番から7195番までの3件は本田貴士委員が、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、本田貴士委員は退室をお願いします。

(本田委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第3号のうち本田貴士委員の議事参与案件である7193番から7195番までの3件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号のうち議事参与案件である7193番から7195番までをご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として「農用地利用集積計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書26頁から27頁までの3件です。田が4筆で、面積は合計で4,022㎡の申請です。いずれも借り手の本田貴士委員へ利用権を設定するもので、借り手は、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号のうち7193番から7195番までの3件を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号のうち7193番から7195番までの3件は、原案のとおり決定いたします。本田貴士委員は入室してください。

(本田委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、議案第3号のうち7018番の1件は、私、久野一弘委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、私、久野一弘は

退室します。ここからは、大府市農業委員会会議規則第5条第2項の規定により、鈴木広子副会長に議長をお願いします。

(久野会長 退室 / 議長交代)

(鈴木広子 議長)

それでは、議案第3号のうち久野一弘委員の議事参与案件である7018番の1件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号のうち議事参与案件である7018番をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として「農用地利用集積計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案第22頁の1件です。田が1筆で、面積は1,968㎡の申請です。この案件は、借り手の久野一弘委員へ利用権を設定するもので、借り手は、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(鈴木広子 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(鈴木広子 議長)

特に無いようですので、議案第3号のうち7018番の1件を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

(鈴木広子 議長)

全員賛成ですので、議案第3号のうち7018番の1件は、原案のとおり決定いたします。久野一弘委員は入室してください。

(久野会長 入室)

(鈴木広子 議長)

これで、久野会長の議事参与の案件が終了しましたので、議長を久野会長にお返しします。

(議長交代)

(久野一弘 議長)

次に、日程第12、議案第4号『農用地利用集積等促進計画について（一括契約）』の27件を上程します。このうち7207番と7208番の2件は本田貴士委員が、7208番の1件は鈴木千代子委員が議事参与の制限に該当する案件となります。始めに、議事参与の制限に該当しない7209番から7233番までの25件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農用地利用集積等促進計画について（一括契約）』のうち議事参与の制限に該当しない7209番から7233番までをご説明します。農地中間

管理事業の促進を図ることを主旨として「農用地利用集積等促進計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書 35 頁から 47 頁までの 25 件です。畑が 4 筆、田が 48 筆で、面積は合計で 49,006 m²の申請です。借り手は、市内の方が 9 名、市外の方が 1 名で、いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議ねがいます。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 4 号のうち 7209 番から 7233 番までの 25 件を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 4 号のうち 7209 番から 7233 番までの 25 件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 4 号のうち 7207 番と 7208 番の 2 件は本田貴士委員が、7208 番の 1 件は鈴木千代子委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当するため、本田貴士委員と鈴木千代子委員の 2 名は、退室をお願いします。

(本田委員・鈴木(千)委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第 4 号のうち本田貴士委員の議事参与案件である 7207 番と本田貴士委員と鈴木千代子委員が議事参与案件である 7208 番の 2 件について、審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 4 号のうち議事参与案件である 7207 番と 7208 番をご説明します。農地中間管理事業の促進を図ることを主旨として「農用地利用集積等促進計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書 34 頁の 2 件です。田が 4 筆で、面積は合計で 3,044 m²の申請です。いずれも、借り手の本田貴士委員に利用権を設定するもので、借り手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち7207番と7208番の2件を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち7207番と7208番の2件は、原案のとおり決定いたします。鈴木千代子委員は入室してください。

(鈴木(千)委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第13、議案第5号『農用地利用集積等促進計画について(機構・受け手間契約)』の6件を上程します。このうち6366番と、6996番と、7169番の3件は、本田貴士委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件となります。始めに、本田貴士委員の議事参与の制限に該当する6366番と、6996番と、7169番の3件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農用地利用集積等促進計画について(機構・受け手間契約)』のうち議事参与の制限に該当する6366番と、6996番と、7169番をご説明します。農地中間管理事業の促進を図ることを主旨として「農用地利用集積等促進計画」が提出されており、既に、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権の設定が済んでいる案件で、借り手のみを変更するものです。議案書48頁から49頁までの3件で、田が6筆で、面積は合計で5,427㎡の申請です。借り手は、市内の方が2名で、いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち6366番と6996番と、7169番の3件を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち6366番と、6996番と、7169番の3件は、原案のとおり決定いたします。本田貴士委員は入室してください。

(本田委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、議案第5号のうち議事参与の制限に該当しない5740番と、6393番と、6584番の3件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号のうち議事参与の制限に該当しない5740番と、6393番と、6584番をご説明します。農地中間管理事業の推進を図ることを主旨として「農用地利用集積等促進計画」が提出されており、既に、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権が済んでいる案件で、借り手のみを変更するものです。議案書49頁の3件で、畑が6筆で、面積は合計で5,263㎡の申請です。新たな借り手は、市内の方が2名、市外の方が1名で、いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち5740番と、6393番と、6584番の3件を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち5740番と、6393番と、6584番の3件は、原案のとおり決定いたします。

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第714回総会を閉会します。